

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

福岡市長

## 公表日

令和8年5月31日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象者管理               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 予診票発行</li> <li>② 接種勧奨</li> </ol> </li> <li>2. 接種情報管理               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 接種結果入力</li> <li>② 未接種勧奨</li> <li>③ 接種証明書発行</li> <li>④ 健康被害救済制度</li> </ol> </li> <li>3. 統計・報告               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 報告資料作成</li> </ol> </li> </ol>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表の14、126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[    実施する    ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>（主務省令における情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項</p> <p>（主務省令における情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、153の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療局 保健所健康危機管理部 健康危機管理課
②所属長の役職名	保健医療局 保健所健康危機管理部 健康危機管理課長
6. 他の評価実施機関	
—	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市総務企画局行政部情報公開室 電話 092-711-4129 FAX 092-733-5619
-----	--------------------------------------------------------------------------------------

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 福岡市保健医療局 保健所健康危機管理部 健康危機管理課 電話 092-711-4270 FAX 092-406-5075
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------

**9. 規則第9条第2項の適用**

[  ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳に登録がある者については、システム間連携によりマイナンバー登録や副本登録を行うため人手を介在させる作業は無いが、住民基本台帳に登録がない者のマイナンバー登録の際には、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人または代理人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には基本4情報による照会を行うことを厳守している。また、予防接種に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健予防課長 田中 雅人	保健予防課長 執行 睦実	事後	重要な変更にあたらない(所属長の変更)
平成28年8月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1の10の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	重要な変更にあたらない(主務省令の名称及び条項の追記)
平成28年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・別表第2の16の2及び18の項 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法第19条第7号 ・別表第2の16の2、17、18の項及び19の項	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2及び18の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	事後	重要な変更にあたらない(主務省令の名称及び条項の追記)
平成29年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月28日 時点	平成28年10月18日 時点	事前	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
平成29年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月28日 時点	平成28年10月18日 時点	事前	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
平成30年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健予防課長 執行 睦実	保健予防課長 山本 信太郎	事後	重要な変更にあたらない(所属長の変更)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月18日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月18日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	重要な変更にあたらない(基礎項目評価書の様式変更における項目追加のため)
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長 山本 信太郎	保健予防課長	事後	重要な変更にあたらない(基礎項目評価書の様式変更のため)
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種の実施その他の必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。  特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施その他の必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。  特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。	事前	重要な変更にはあたらない(番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正)
令和3年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事前	重要な変更にはあたらない(番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正)
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	重要な変更にはあたらない(番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正)
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	重要な変更にはあたらない (番号法の改正に伴う修正)
令和4年6月17日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。  特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項  ①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。 ②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、データ化したファイルを母子保健システムに登録し、管理する。 ③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの認定申請(医療費医療手当、障害児養育年金及び障害年金、死亡一時金及び遺族年金・遺族一時金、葬祭料)において被接種者の接種歴及び住基情報を確認する。	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。  特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項  ①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。 ②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、データ化したファイルを母子保健システムに登録し、管理する。 ③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの認定申請(医療費医療手当、障害児養育年金及び障害年金、死亡一時金及び遺族年金・遺族一時金、葬祭料)において被接種者の接種歴及び住基情報を確認する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
			【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。		
令和4年6月17日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子保健システム、統合宛名システム、中間サーバ	母子保健システム、統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和4年6月17日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1) 予防接種情報ファイル	(1) 予防接種情報ファイル、(2) ワクチン接種記録システム(VRS)情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和4年6月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和4年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和4年6月17日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療局 健康医療部 保健予防課	保健医療局 健康医療部 保健予防課/保健医療局(新型コロナウイルスワクチン接種担当)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所屬長の役職名	保健予防課長	保健予防課長／課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・予防接種記録等の登録、管理を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	重要な変更にはあたらない(VRSの一部機能提供終了による)
令和6年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	重要な変更にはあたらない(VRSの一部機能提供終了による)
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	重要な変更にはあたらない(VRSの一部機能提供終了による)
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療局 健康医療部 保健予防課／保健医療局(新型コロナウイルスワクチン接種担当)	保健医療局 健康医療部 保健予防課／保健医療局 健康危機管理部 健康危機管理課	事前	重要な変更には当たらない(所属名称の変更)
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬長の役職名	保健予防課長／課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当)	保健予防課長／健康危機管理課長	事前	重要な変更には当たらない(所属名称の変更)
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表の14、126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事前	重要な変更には当たらない(法令の題名等の形式的な変更)
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(主務省令における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (主務省令における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項	事前	重要な変更には当たらない(法令の題名等の形式的な変更)
令和6年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療局 健康医療部 保健予防課／保健医療局 健康危機管理部 健康危機管理課	保健医療局 保健所健康危機管理部 健康危機管理課	事前	重要な変更には当たらない(所属名称の変更)
令和6年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬長の役職名	保健予防課長／健康危機管理課長	健康危機管理課長	事前	重要な変更には当たらない(所属名称の変更)
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事前	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事前	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしきい値判断の再実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表の14、126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表の14、126の項	事後	重要な変更にはあたらない (番号法の改正に伴う修正)
令和6年12月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしいき値判断の再実施)
令和6年12月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしいき値判断の再実施)
令和6年12月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	人手を介在させる作業はない	事後	重要な変更にはあたらない (基礎項目評価書の様式変更における項目追加のため)
令和6年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	重要な変更にはあたらない (基礎項目評価書の様式変更における項目追加のため)
令和7年12月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市保健医療局 保健所健康危機管理部 健康危機管理課 電話 092-711-4270 FAX 092-733-5535	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 福岡市保健医療局 保健所健康危機管理部 健康危機管理課 電話 092-711-4270 FAX 092-406-5075	事後	重要な変更にはあたらない (住所等の変更)
令和7年12月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしいき値判断の再実施)
令和7年12月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしいき値判断の再実施)
令和8年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種法及び 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく 予防接種の実施その他必要な措置を講ずること により、市民の健康の保持に寄与するとともに、 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型 インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手 続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】番号法第9条第1項  ①各種予防接種の案内 定期的予防接種対象者を抽出するために必要 な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の 種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内 する。 ②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取 得し、データ化したファイルを母子保健システム に登録し、管理する。 ③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の 健康被害者からの認定申請(医療費医療手 当、障害児養育年金及び障害年金、死亡一時 金及び遺族年金・遺族一時金、葬祭料)におい て被接種者の接種歴及び住基情報を確認す る。  【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務】 ・予防接種記録等の登録、管理を行う。 ・被接種者からの申請に基づき、新型コロナウ イルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対 し、期日又は期間を指定して予防接種法及び 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく 予防接種の実施その他必要な措置を講ずること により、市民の健康の保持に寄与するとともに、 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型 インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手 続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) の規定に従い、以下の事務に利用する。  1. 対象者管理 ①予診票発行 ②接種勧奨 2. 接種情報管理 ①接種結果入力 ②未接種勧奨 ③接種証明書発行 ④健康被害救済制度 3. 統計・報告 ①報告資料作成	事前	重要な変更(システム刷新・標 準化に伴う再実施)
令和8年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(主務省令における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表25、26、153、154の項  (主務省令における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表25、27、28、29、153の項	(主務省令における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表25、26、153、154の項  (主務省令における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表25、153の項	事前	重要な変更にはあたらない (記載内容の修正)
令和8年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事前	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしいき値判断の再実施)
令和8年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事前	その他の変更(特定個人情報保護評価の再実施に伴うしいき値判断の再実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	[○] 人手を介在させる作業はない	[ ] 人手を介在させる作業はない	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う再実施)
令和8年6月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	住民基本台帳に登録がある者については、システム間連携によりマイナンバー登録や副本登録を行うため人手を介在させる作業は無いが、住民基本台帳に登録がない者のマイナンバー登録の際には、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人または代理人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には基本4情報による照会を行うことを厳守している。また、予防接種に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う再実施)